

長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 町民が住みやすく住宅内での事故を低減するため一定の性能を確保した良質な住宅ストックの形成を図ることを目的として、住宅性能の向上を伴う改修工事を行う戸建て住宅の所有者等に対し、予算の定めるところにより、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、長与町補助金等交付規則(昭和42年規則第1号。以下「規則」という。)のほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町税を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住宅を所有等しており、かつ、その住宅に居住している者
- (2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有し、当該住宅に居住していない者であって、第9条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると町長が認める者

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当する持ち家住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)
- (2) マンション等の共同住宅(2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物をいう。)のうち、人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)

(交付対象工事等)

第4条 補助の対象となる住宅性能向上リフォーム工事は、住宅の全部又は一部について行うバリアフリー・安全型リフォーム工事で、かつ、次の全てに該当するものとする。

- (1) 別表1に示す改修工事(国費の含まれる別の補助金を受けているもの又は受ける予定のものを除く。)で、当該改修工事費(別表1により算出した金額)の合計が50万円以上であるもの
- (2) 県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人(以下「施工業者」という。)が施工する工事

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する工事は、補助の対象工事としない。

- (1) 増築工事
- (2) 住宅以外の建物を住宅用途にするための工事
- (3) その他町長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第5条 前条に定める交付対象工事に対する補助金の額は、10万円とする。

(補助金の申請及び交付の決定)

第6条 住宅性能向上リフォーム工事の補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、第5号に掲げる書類にあっては、手続を代理人が行う場合、第7号に掲げる書類にあっては、申請時点で補助対象住宅に居住していない場合に限る。

- (1) 案内図
- (2) 工事写真(住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの。)
- (3) 固定資産税納税通知書の写し、家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの
- (4) 補助対象工事費確認シート(様式第1号別添)
- (5) 委任状(様式第2号)
- (6) 町税完納証明書(様式第11号)
- (7) 居住確約書(様式第12号)
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 規則第3条に規定する町長が定める時期は、12月28日とする。

3 町長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し適当と認めた場合には交付決定を行い、申請者に対して長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 申請者は、前項の通知書の交付があった場合に限り、住宅性能向上リフォーム工事に着手できるものとする。

(計画の変更)

第7条 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、住宅性能向上リフォーム工事の内容に変更が生じる場合は、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事費確認シート(様式第4号別添)
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定は、前項について準用する。この場合において、同条第3項中「長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)」とあるのは、「長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

(工事の中止)

第8条 交付決定者は、住宅性能向上リフォーム工事を中止しようとするときは、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業中止届(様式第6号)1部を、町長に提出するものと

する。

2 前項の場合において、町長は、第6条第3項及び前条第2項に定める交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、住宅性能向上リフォーム工事が完了したときは、速やかに、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書(様式第7号)1部を、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 工事写真(住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに施工中及び完成の状況を撮影したものとする。)
- (2) 納品書等(工事を行った部分の性能向上が確認できるもの。)
- (3) 住宅性能向上リフォーム支援事業利用者・施工者アンケート
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、特に必要があると認める場合は、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

(額の確定)

第10条 町長は、前条に基づき住宅性能向上リフォーム工事の内容を適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額の確定を行い、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、住宅性能向上リフォーム工事がこの要綱に定める内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し長与町住宅性能向上リフォーム支援事業不適合通知書(様式第9号)により通知したうえで、是正を指導するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条第1項の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、長与町住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付請求書(様式第10号)1部を、町長に提出するものとする。

(意見の聴取及び立入調査)

第12条 町長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで補助対象住宅への立入調査を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 他の補助金の対象となっている事業は、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合、他の補助事業の対象部分を除く部分については、補助対象とすることができる。

2 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

3 補助対象者は、補助事業の状況、経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかに

する書類等を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- 4 補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。
- 5 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。